寺内ダム	独立行政法人水資源機構		
山神ダム	福岡県		
筑後大堰	独立行政法人水資源機構		
耳納山麓土地改良事業造成施設	農林水産省		
筑後川下流用水施設	独立行政法人水資源機構		
福岡導水施設	独立行政法人水資源機構		
竜門ダム	国土交通省		
佐賀導水施設	国土交通省		
筑後川下流土地改良事業造成施設	農林水産省		
大山ダム	独立行政法人水資源機構		

」

に改め、「両筑平野用水二期事業」を削る。

○国土交通省告示第七百九十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年七月三日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1433	鉄骨造における乾式界床の遮音構造に応じて評価する方法	8－2　軽量床衝撃音対策	積水ハウス株式会社 代表取締役社長　仲井　嘉浩	大阪府大阪市北区大淀中1－1－88	平成30年6月21日
1434	薄板形鋼を用いた独立間柱構造である乾式二重間仕切壁の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	積水ハウス株式会社 代表取締役社長　仲井　嘉浩	大阪府大阪市北区大淀中1－1－88	平成30年6月21日

○北海道開発局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号及び二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小樽市塩谷一丁目一六〇番二から同市塩谷一丁目六一九番一地先まで	前	三八・六二～三九・七二メートル	〇・〇一四キロメートル
	後	三八・六二～五三・三五メートル	〇・〇一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市阿寒町上阿寒二三線三六番一地内	前	三〇・四九～四〇・二一メートル	〇・〇〇六キロメートル
	後	三〇・四九～四〇・七〇メートル	〇・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百四十号　釧路市阿寒町上阿寒二三線三六番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成三十年七月三日

○北海道開発局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十六号及び二百三十五号　苫小牧市字樽前一〇番二七から同市字樽前一一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成三十年七月三日

○北海道開発局告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号及び二百二十九号

(三)　占用を制限する区域　小樽市忍路一丁目一四八番一から同市桃内一丁目一一四番五まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成三十年七月三日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部